

弁護士費用保険に関する紛争解決機関における裁定委員等の報酬及び申立手数料等に関する細則

(平成二十九年十一月九日)

改正 平成三十一年 三月二二日
令和 三年十二月一五日

(目的)

第一条 この細則は、弁護士費用保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する規則(規則第百八十二号。以下「規則」という。)に基づき、裁定委員及び見解表明担当委員(以下「裁定委員等」と総称する。)の報酬並びに申立手数料、裁定手続手数料及び見解表明手数料について定めることを目的とする。

(報酬)

第二条 規則第七条及び第三十八条の規定により裁定委員等に支払う報酬は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 紛争解決手続及び見解表明手続における期日、規則第十四条及び第三十七条第一項の規定による手続その他これらに準じる手続であつて運営委員会が相当と認めたものを開催した場合 一回ごとに裁定委員長及び見解表明担当委員長に対して三万円(消費税別)、その他の裁定委員等に対して各二万円(消費税別)

二 規則第三十三条第一項の裁定書又は規則第四十条第一項の見解書を起案した場合 起案した裁定委員等に対して十万円(消費税別)

(申立手数料等)

- 第三条 規則第十一条第五項に規定する申立手数料は、一万円(消費税別)とする。
- 2 規則第二十九条に規定する裁定手続手数料は、二万円(消費税別)とする。
- 3 規則第三十五条第三項に規定する見解表明手数料は、二万円(消費税別)とする。

(金額の改定)

第四条 第二条に規定する報酬及び前条に規定する申立手数料等の額は、弁護士費用保険ADRに対する申立件数の増減等を勘案し、必要があると認めるときは、改定するものとする。

附 則

この細則は、平成二十九年十一月九日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二二日改正）

題名、第一条、第二条及び第四条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一月一五日改正）

1 第二条の改正規定は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に受理された紛争解決申立て又は見解表明申立てに係る裁定委員等の報酬については、なお従前の例による。